



# シンガポール2022年度予算案の解説

(日本語要約)

「シンガポール 2022 年度予算案の解説」（日本語要約）の発行にあたり

2022年2月18日、シンガポール政府は2022年度予算案を発表しました。その内容のうち、税制その他の改正点に関する政府の提言について、解釈及び注釈を加えてデロイトシンガポール税務部門より「Singapore Budget 2022 Commentary」（英語版）を発行しております。ここに、その日本語要約版をお送りいたします。

この日本語要約は、日系企業の関心が特に高いと思われる税制改正項目部分を中心に作成しており、その他の税制改正につきましては、省略した部分がありますことをご了承いただきたく存じます。また、最終的に法制化されるまで、その内容に未確定な部分が含まれておりますので、現段階では参考としてご利用されることをお願い申し上げますとともに、記載されている内容につきまして、最終判断をなされる際には、弊事務所の税務部門等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

なお、同時にお送りいたします英語版を正とし、当該日本語要約版と英語版の内容が異なる場合には、英語版を優先するものとします。

Deloitte & Touche LLP  
日系企業サービスグループ

6 Shenton Way  
OUE Downtown Two  
#33-00 Singapore 068809  
Tel: 65-6224-8288

## 目次

I. シンガポール予算案 (税制改正) の概要 .....	5
II. 主な税制改正提案 .....	5
法人所得税 .....	5
法人所得税率とリベート .....	5
最低実効税率制度の導入 (METR) .....	5
ファイナンス・リース契約に基づく船舶とコンテナのリース料にかかる源泉税免除の延長...	6
オペレーティング・リース契約に基づくコンテナ・リース料に対する源泉税免除の延長.....	6
航空機リーススキーム(ALS)の延長.....	6
認可ロイヤルティインセンティブ(ARI)の延長と強化.....	7
認可海外ローン (AFL) スキームの延長.....	7
統合投資償却 (IIA) スキームの失効.....	7
M&A ローンプログラム の拡充.....	8
所得税法 (ITA) 34 C に基づく企業合併を促進するための税の枠組みを認可保険会社に拡大.	8
ファンド免税対象投資 (DI) リストの見直し .....	9
金融セクターに対する源泉税免除対象の拡大・合理化.....	9
プロジェクトとインフラファイナンスの税制上の優遇措置の拡大・合理化.....	10
保険会社の税金計算の基礎を財務諸表から MAS 法定申告書に変更 .....	11
個人所得税およびイミグレーション .....	12
個人所得税の税率 .....	12
非居住者調停者(non-resident mediators: NRMs) に対する源泉税免除の延長.....	12
非居住者仲裁人 (non-resident arbitrators:NRA) に対する源泉税免除の延長.....	12
高齢者の CPF 拠出率の上昇.....	12
EP/S Pass 取得のための最低賃金の引上げ、Foreign Worker Levy (FWL: 外国人労働者税) レート と Sub-Dependency Ratio Ceiling (sub-DRC: 外国人従業員受入割合) の変更.....	13
間接税.....	17
GST 税率の増加.....	17
旅行手配サービス業に係る GST の取扱い変更.....	17
炭素税の増加に係る 2030 年に向けたロードマップ.....	17
Advanced Digital Solutions (ADS) に係る資金援助について、人工知能 (AI) およびクラウド技術 を活用したソリューションへの適用対象拡大.....	18

自動車に係る Additional Registration Fee（ARF）の変更.....	19
その他.....	20
累進賃金補助金制度(PWCS).....	20
居住用不動産の累進的な固定資産税率の引き上げ.....	20
ジョブ・グロース・インセンティブ(JGI)の拡大.....	24
公務目的の会社関連情報の開示促進.....	24

## I. シンガポール予算案（税制改正）の概要

2022年2月18日、財務大臣のLawrence Wong氏は、2022年度シンガポール予算案を発表しました。主要な項目のポイントは以下の通りです。

- 法人所得税について、法人所得税率に変更はなく、各種税務上の優遇措置の延長・拡大等、日系企業にとって歓迎される改正項目が多く含まれています。なお、BEPS2.0に基づく国際課税ルールの見直しに対応した、一定規模以上の多国籍企業への最低法人実効税率（15%）の導入については検討中です。
- 間接税（GST）について（現行税率は7%）、2023年から8%、2024年から9%へ段階的に引き上げられます。
- 個人所得税について、トップ高所得者層の所得税率（累進）が引上げられます（現行最高税率は22%、改正案最高税率24%）。
- イミグレーションについて、Employment Pass及びS-Passの最低適格給与が引き上げられます。
- 炭素税について、2030年までに排出量1トン当たり5ドルから50～80ドルに引き上げられます。

## II. 主な税制改正提案

以下では、2022年度予算案における税制改正提案のうち、在星日系企業に影響及ぼす可能性があると考えられる項目について記載しています。その他の税制改正提案については、英語版をご参照下さい。

### 法人所得税

#### 法人所得税率とリベート

シンガポールにおける法人所得税率は17%であり、最初のS\$200,000の課税所得に対して部分免税（所得控除）が適用されますが、一方リベートに関しては2022賦課年度は適用しないことが提案されています。

#### 最低実効税率制度の導入（METR）

BEPS 2.0プロジェクトの第二の柱であるGlobal Anti-Base Erosion（GloBE）ルールの下、主要ルールである所得合算ルール（IIR）と、バックストップである軽課税支払ルール（UTPR）は、一定の大規模多国籍企業グループに対し、その事業活動を行うすべての国等で最低15%の法人所得税を確実に支払うように設計されています。

#### 予算案における提案

GloBEルールに対応して、産業界との協議に基づき、財務省（MOF）は追加課税である最低実効税率（METR）の導入を検討しています。

多国籍企業グループのシンガポールの実効税率が、最低税率である 15%を下回っている場合、METR は実効税率を 15%に引き上げるために適用されます。適用対象企業は、最終親会社の連結財務諸表の年間売上高が 7 億 5000 万ユーロ以上の、シンガポールで事業活動している多国籍企業です。METR が導入された場合、可能な限り GIoBE ルールと整合した内容になる見込みです。シンガポール税務当局（IRAS）は METR をさらに検討し、METR の設計について産業界と協議します。財務省は、引き続き国際情勢を注意深く監視し METR に関する決定を行います。

### ファイナンス・リース契約に基づく船舶とコンテナのリース料にかかる源泉税免除の延長

特定の海運セクターインセンティブ（MSI）受給者が、非居住者の貸主（ただし、非居住者がシンガポールの PE を通じて行った事業から生じる支払は除かれます。）に対して、ファイナンス・リース契約に基づく船舶やコンテナのリース料を支払う場合、源泉税の免除が認められています。当該免税措置は 2023 年 12 月 31 日以降失効する予定です。

#### 予算案における提案

2028 年 12 月 31 日までに締結されたファイナンス・リース契約について、特定の MSI 受益者が非居住者である貸手に支払う船舶およびコンテナのリース料は、源泉税が免除される予定です。

### オペレーティング・リース契約に基づくコンテナ・リース料に対する源泉税免除の延長

海上輸送のための適格コンテナの使用に関するオペレーティング・リース契約に基づき、非居住者である貸主（ただし、非居住者がシンガポールの PE を通じて行う事業から生じる支払は除かれます。）に支払われるコンテナリース料にかかる源泉税の免除が認められています。当該免税措置は 2022 年 12 月 31 日以降に失効する予定です。

#### 予算案における提案

2027 年 12 月 31 日までに締結されたオペレーティング・リース契約について、非居住者の貸手に支払われるコンテナリース料にかかる源泉税が免除される予定です。

### 航空機リーススキーム(ALS)の延長

ALS の下では、認可された航空機リース業者および航空機投資マネージャーは、以下の税制上の優遇措置を受けることができます。

- a. 認可航空機リース会社は、所得税法（ITA）43N 条に基づき、航空機または航空機エンジンのリースおよび適格な付随業務から生じる所得に対して 8%の優遇税率を享受することができます。
- b. 認可航空機マネージャーは、ITA430 条に基づき、認可航空機リース会社の管理および適格活動から生じる所得に対して 10%の優遇税率を享受
- c. 航空機または航空機エンジンの購入資金調達のために、2022 年 12 月 31 日以前に締結された適格ローンおよびファイナンス・リースに関し、認可航空機リース会社が非居住者（シンガポールの PE を除く）に対して行う適格支払にかかる源泉税は、一定の条件により自動的に免除されます。この ALS は 2022 年 12 月 31 日以降に失効する予定

### 予算案における提案

シンガポールにおける航空機リース分野の成長を引き続き促進するため、ALS は 2027 年 12 月 31 日まで延長される予定です。

### 認可ロイヤルティインセンティブ(ARI)の延長と強化

ARI の下、シンガポールでの実質的な活動を目的として、非居住者に最先端の技術やノウハウの提供の対価として支払われた、認可済みのロイヤルティ、技術支援料、研究開発費にかかる源泉税の免除または優遇税率の適用が認められています。

現在、ARI の認可は個別の契約ごとに行われています。ARI は 2023 年 12 月 31 日以降失効する予定です。

### 予算案における提案

引き続き、企業が新しい技術やノウハウを活用して能力を開発することを奨励するため、ARI は以下のように延長・強化されます。

- a. ARI は 2028 年 12 月 31 日まで延長
- b. 従来の契約ベースのアプローチから活動セットベースのアプローチに変更し、複数のロイヤリティ契約をカバーするように ARI を簡素化

EDB は、2022 年 6 月 30 日までに詳細を発表する予定です。

### 認可海外ローン (AFL) スキームの延長

AFL スキームは、シンガポールで実質的な活動を行うことを目的とした生産設備への投資を企業に奨励するために導入されています。当該スキームは、生産設備購入のため非居住者からの借入に対する支払利息について、免税または軽減された源泉税率を付与するものです。AFL スキームの適用を受けるには、融資額が 2,000 万シンガポールドル以上でなければなりません。しかし、通商産業大臣は、これより低い融資額での AFL 申請を承認する裁量を有しています。AFL 制度は 2023 年 12 月 31 日以降失効する予定です。

### 予算案における提案

シンガポールにおいて実質的な活動を行うための生産設備への投資を引き続き奨励するため、AFL 制度は 2028 年 12 月 31 日まで延長される予定です。このスキームにかかる他の条件はすべて従来通りです。

### 統合投資償却 (IIA) スキームの失効

IIA スキームは 2012 年予算で初めて導入された制度であり EDB によって管理されています。このスキームは、認可プロジェクトにおいてシンガポール国外に設置された生産設備に対する、一定の認

定資本支出額の一定割合に基づき、追加的な償却（通常の減価償却に加算）が認められています。2017年予算において、資本支出を行う適格期間が2022年12月31日まで延長されました。従来のビジネスモデルにおいて、アウトソーシングはコスト効率を高めるための重要な手段であり、IIAのスキームは、よりコスト効率の高い国や地域に機械設備を配置することで、企業が生産体制をアウトソーシングすることを奨励する役割を担っています。

#### 予算案における提案

IIAスキームは2022年12月31日以降に失効する予定です。

#### M&Aローンプログラムの拡充

ESGの融資制度は、シンガポール企業の様々な成長段階における資金需要に対応します。この制度の下、シンガポール企業は参加金融機関にアプローチして、新技術の開発、国内外の固定資産への投資、新製品の開発など、さまざまな資金需要に対応することができます。

現在、この制度は企業の資金ニーズとして以下の分野を対象としています。

1. グリーンファイナンス
2. 中小企業向け運転資金ローン
3. 中小企業向け設備投資ローン
4. ベンチャー企業向けローン
5. 貿易関連ローン
6. プロジェクト向けローン
7. M&Aローン

#### 予算案における提案

M&A融資プログラムが拡大され、国内のM&A活動に対する融資支援が含まれることが発表されました。

この融資プログラムは、2022年4月1日から2026年3月31日までの4年間実施される予定です。融資額の上限は、借手/借手グループあたり5,000万シンガポールドルで、返済期間は5年となります。

#### 所得税法（ITA） 34 Cに基づく企業合併を促進するための税の枠組みを認可保険会社に拡大

ITA34Cは、適格な企業合併から生じる課税関係を最小限に抑える税の枠組みを規定しています。基本的に、合併会社は、被合併会社の事業を引き継いで継続するものとして扱われます。

適格企業合併とは、以下の企業の合併をいいます。

- a. （2009年1月22日以降）会社法215Fに基づく合併の通知、または銀行法14Aに基づく承認証明書が発行された場合。または、
- b. 会社法に基づく裁判所命令による合併、または、会社法第215Bから第215Gに基づく法定の任意合併と同様の効果を有することを条件としてその他の会社の合併に基づく場合（大臣又は大臣が任命する者の承認を受けたものに限る）

### 予算案における提案

すべての企業の取り扱いに平等性を確保するために、企業合併を促進するための税制の枠組みを、保険法第 117 条に基づく移転スキームに関係するシンガポール法人の合併にまで拡大します。これは、2021 年 11 月 1 日以降にスキーム確認のための裁判所命令があった場合に適用されます。

税制の枠組みの拡大には、次の条件を充足する必要があります。

- a. 合併会社は、合併日に被合併会社のすべての財産、権利、特権、債務、義務などを引き継ぐこと
- b. 被合併会社は、合併日に休眠状態(すなわち、いかなる事業または他の活動も行われず、かつ、所得が生じない)となり、解散または清算されるまで存続すること。及び
- c. 被合併会社は、基準期間に関連する賦課年度の所得税申告の提出期限前に解散または清算されること

当該税制の枠組みにおける税務上の取り扱いについて、必要に応じて修正された上で適用されます。

IRAS は、2022 年 10 月 31 日までに変更の詳細を提供する予定です。

### ファンド免税対象投資 (DI) リストの見直し

シンガポールを拠点とするファンド・マネジャーが運用する適格ファンドは、条件に応じて、DI からの特定所得に関して所得税免除が認められます。適格ファンドとは、ITA 第 13 D 条、第 13 O 条及び第 13 U 条(旧セクション 13 CA、13 R、13 X)に基づいて承認されたファンドです。

DI には現在、現物商品が含まれていますが、以下の場合に限ります。

- a. 現物商品の取引は、商品デリバティブ取引に付随するもの（付随条件）。かつ
- b. 当該現物商品の取引量が、当該現物商品及び関連商品デリバティブの取引量の合計のうち 15%を上限とする（以下、キャップ）

貴金属への投資（現物商品として）は、現在、同様の要件が適用されています。

### 予算案における提案

2022 年 2 月 19 日以降、DI リストに基づく貴金属への投資に課せられた条件は、以下のように改善されます。

- a. 現物貴金属への投資はデリバティブ投資貴金属の取引に付随する必要がないように、付随的条件は削除されます。
- b. キャップは、関連ファンドの投資ポートフォリオ全体の 5%に変更されます。

MAS は、2022 年 5 月 31 日までに変更の詳細を公表する予定です。

### 金融セクターに対する源泉税免除対象の拡大・合理化

一般的に、シンガポールの納税者または PE が、非税居住者に対して行った利息の支払いは、15%の源泉税の対象となります。金融セクターには、さまざまな種類の金融取引で行われる支払いについて、金融機関の種類毎に取扱いが異なる源泉税の免税取引があります。

以下の支払いに対する源泉税免除は、2022年12月31日以降失効する予定です。

- a. シンガポール・ドル債証券の発行体に対する、シンガポールスワップ取引のカウンターパーティによるクロス・カレンシー・スワップ取引の下で行われる支払い
- b. 認可取引所、認可精算機関、認可取引所のメンバー、および認可精算機関のメンバーによって行われたすべてのデリバティブ取引に係るマージン預金の利払い
- c. 特定機関による有価証券貸借取引または現先取引に基づく特定の支払い
- d. MASによる金利または通貨スワップ取引の下で行われる支払い
- e. 金融機関による金利または通貨スワップ取引の下で行われる支払い

### 予算案における提案

金融セクターの競争力を引き続き支援するため、上記源泉税免税対象取引のうち、aからdまでの支払いに対する免除は2026年12月31日まで延長されます。これは、2026年12月31日以前に発効する契約または契約に基づいて行われた支払いが含まれます。

金融セクターの源泉税免税を合理化するために、eの免除は2022年12月31日以降に失効させます。このような支払いは、店頭金融デリバティブの支払いに関する現行の源泉税免税の対象とすることができます。

MASは、2022年5月31日までに上記の変更の詳細を公表する予定です。

### プロジェクトとインフラファイナンスの税制上の優遇措置の拡大・合理化

プロジェクト及びインフラファイナンスに関する既存の税制優遇制度には、承認されたインフラ・トラスティー管理会社/ファンド・マネジメント会社が、SGX上場の適格ビジネストラスト/インフラファンドの運用から得た適格所得に対して10%の優遇税率が含まれています。このインセンティブは、適格なインフラプロジェクト/資産（ITMFMスキーム）に関連して適用されます。ITMFMスキームは、2022年12月31日に失効する予定です。

税制優遇制度には、以下のものも含まれます。

- a. 適格プロジェクト債券(QPDS)からの適格所得の免税。及び
- b. SGXに上場している認可事業体が受け取った適格オフショアインフラプロジェクト/資産からの適格な国外源泉所得の免除

### 予算案における提案

ITMFM制度は、2022年12月31日以降に失効する予定ですが、既存制度の受益者は、現行の助成金の残存期間に対する税制上の優遇措置を引き続き享受することができます。

QPDSからの適格所得の免税と、認可事業体が受け取る適格な国外源泉所得の免除は、2025年12月31日まで延長されます。

IRASは、2022年5月31日までに変更の詳細を公表する予定です。

## 保険会社の税金計算の基礎を財務諸表から MAS 法定申告書に変更

一般的に、保険会社の税金計算の出発点は、関連する会計基準に従って作成された財務諸表です。また、保険会社が提出する MAS 法定申告書は、現在、保険会社の決算数値に税制を適用する際の拠り所とされています。

財務諸表作成に新会計基準 FRS117 が導入されると、保険会社は FRS117 に従って作成された財務報告情報のみを依拠して税金計算をすることができなくなります。これは、既存の税制を適用するために必要な情報が欠けるためです。

その代替として、MAS 法定申告書を税務計算の基礎として使用します。これにより、保険会社はより低いコンプライアンス負担で既存の税制やインセンティブを引き続き適用することができます。

### 予算案における提案

2024 賦課年度以降、保険会社の税金計算の基礎として、財務諸表ではなく代わりに MAS 法定申告書が使用されます。

決算日が 12 月 31 日以外のグループの場合、この変更は 2025 賦課年度以降に適用されます。

IRAS は、2022 年 9 月 30 日までに、この変更に関する追加的な詳細を発表する予定です。

## 個人所得税およびイミグレーション

### 個人所得税の税率

現在、居住者個人納税者に関する最高税率は、年間 32 万ドルを超える所得については 22%です。

#### 予算案における提案

賦課年度 (YA) 2024 から適用される個人所得税率の変更が提案されました。

- a. 年間所得が 50 万ドルを超え 100 万ドルまでの場合、限界税率を 22%から 23%に引き上げ。および
- b. 年間所得が 100 万ドルを超える場合には、限界税率を 22%から 24%に引き上げ

これにより、最高税率は 22%から 24%に引き上げられます。

### 非居住者調停者 (non-resident mediators: NRMs) に対する源泉税免除の延長

現在、非居住者プロフェッショナルは、原則として総所得に対し 15%の源泉税課税の対象ですが、純所得に対し 22%で課税されることを選択可能です。

例外として、2015 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで、NRM がシンガポール国内で実施した活動から得た収入は一定の条件付きで免税扱いですが、2022 年 3 月 31 日以降失効する予定です。

#### 予算案における提案

源泉税免税は 2023 年 3 月 31 日まで延長されます。

### 非居住者仲裁人 (non-resident arbitrators: NRA) に対する源泉税免除の延長

現在、非居住者プロフェッショナルは、原則として総所得に対し 15%の源泉税課税の対象ですが、純所得に対し 22%で課税されることを選択可能です。

例外として、2002 年 5 月 3 日以降、シンガポールで行われる NAR の業務から得た収入は一定の条件付きで免税扱いですが、2022 年 3 月 31 日以降失効する予定です。

#### 予算案における提案

源泉税免税は 2023 年 3 月 31 日まで延長されます。

### 高齢者の CPF 拠出率の上昇

2019 年、政府は 55 歳以上から 70 歳までのシンガポール人と SPR (永住者) 労働者の CPF 拠出率をこの十年間で段階的に引き上げると発表しました。最初の引き上げは 2022 年 1 月 1 日に発効されています。

年齢	現行レート	2022年1月1日以降	2030年頃まで
55歳以下	37%	変更なし	変更なし
55歳以上 60歳未満	26%	28%	37%
60歳以上 65歳未満	16.5%	18.5%	26%
65歳以上 70歳未満	12.5%	14%	16.5%
70歳以上	12.5%	変更なし	変更なし

スケジュールは経済状況により変更される可能性あり

### 予算案における提案

高齢労働者に関する第三者機関の勧告に従い、高齢労働者の CPF 拠出率の次回引き上げを 2023 年 1 月 1 日に実施することを提案されました。これは、55～70 歳の労働者は、さらに 1.5%～2%の CPF 拠出を受けることを意味しております。この増額分は全額特別会計に割り当てられ、高齢労働者が退職のためにより多く貯蓄できるよう支援するものです。

### 2023年1月1日からの高齢労働者の CPF 拠出率

年齢	CPF 拠出率			CPF Transition offset
	合計	雇用主	従業員	
55歳以下	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
55歳以上 60歳未満	29.5%	14.5%	15%	0.25%
60歳以上 65歳未満	20.5%	11%	9.5%	0.5%
65歳以上 70歳未満	15.5%	8.5%	7%	0.25%
70歳以上	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

### EP/S Pass 取得のための最低賃金の引上げ、Foreign Worker Levy (FWL: 外国人労働者税) レートと Sub-Dependency Ratio Ceiling (sub-DRC: 外国人従業員受入割合) の変更

外国人労働者政策の調整は、主に中間層を対象としています。シンガポールの現地労働力と外国人労働力の補完性を確保するために、継続的に政策を調整する必要があります。

### 予算案における提案

#### 雇用パス (EP)

EP 保有者のスキルが、シンガポール現地従業員のプロフェッショナル、マネージャ、エグゼクティブ、テクニシャン (PMET) の上位 30%と同等の水準を確保できるように、最低賃金を 4,500 ドルから 5,000 ドルに引き上げられます。

給与水準の高い金融サービス業の場合、最低賃金は現在の 5,000 ドルから 5,500 ドルに引き上げられます。

セクター	改定最低賃金
すべて (金融除く)	5,000 ドル (対象者が 40 代半ばの場合はおおよそ SGD 10,500)
金融	5,500 ドル (対象者が 40 代半ばの場合はおおよそ SGD 11,500)

### S パス (S Pass)

S パス保有者のスキルが、シンガポール現地従業員のアソシエイト・プロフェッショナル、テクニシャン (APT) の上位 30% と同等の水準を確保できるように、最低賃金は 2022 年 9 月 1 日から段階的に引き上げられ、2023 年 9 月 1 日と 2024 年 9 月 1 日に追加引き上げが行われます。

EP 同様、金融サービス業は最低賃金の要件は高くなります。

セクター	改定最低賃金		
	2022 年 9 月 1 日	2023 年 9 月 1 日	2024 年 9 月 1 日
すべて (金融除く)	SGD 3,000(対象者が 40 代半ばの場合はおおよそ SGD 4,500)	SGD 3,150	SGD 3,300
金融	SGD 3,500(対象者が 40 代半ばの場合はおおよそ SGD 5,500)	SGD 3,650	SGD 3,800

※注釈：最終的な金額は、その時点における APT の賃金水準に基づいて改めて発表されます。

### FWL(外国人労働者税)レートの変更

FWL は、シンガポールの外国人労働者数を調整するためのものであり、S パスおよび Work Permit タイプを使用する企業は、FWL に対して支払義務を負います。

Tier 1 の S パス FWL レートは、2025 年までに 330 ドルから 650 ドルへと段階的に引き上げられます。

#### (S Pass の現行と今後の FWL レートの比較)

現行 S Pass の FWL レート

セクター	Dependency Ratio Ceiling (DRC : 外国人従業員受入割合)	徴収レート
Tire 1	≤10%	SGD 330
Tire 2	>10%※	SGD 650

新 S Pass の FWL レート

セクター	新徴収レート			
	DRC	2022年9月1日以降	2023年9月1日以降	2024年9月1日以降
Tire 1	≤10%	SGD 450	SGD 550	SGD 650
Tire 2	>10%※	SGD 650	SGD 650	SGD 650

製造、建設、造船、加工業の DRC は 18%、サービス業は 10%です。

建設および製造業の Work Permit Holders (WPH: 就労許可書保有者) の FWL レート

建設および製造業の WPH の FWL レートは、2024年1月1日から調整され、両部門の Man Year Entitlement (MYE) も削除されます。

建設業の現在の FWL レート

スキルレベル	Non-Traditional ※と中国		マレーシア、北アジア	オフサイト
	MYE 免除	MYE		
Higher Skilled (R1)	SGD 600	SGD 300	SGD 300	SGD 300
Basic Skilled (R2)	SGD 950	SGD 750	SGD 700	SGD 700

建設業の 2024 年以降の FWL レート

スキルレベル	Non-Traditional ※	マレーシア、北アジア	オフサイト
Higher Skilled (R1)	SGD 500	SGD 300	SGD 250
Basic Skilled (R2)	SGD 900	SGD 700	SGD 370

製造業の現在の FWL レート

スキルレベル	Non-Traditional ※と中国		マレーシア、北アジア
	MYE 免除	MYE	
Higher Skilled R1)	SGD 600	SGD 300	SGD 300
Basic Skilled (R2)	SGD 750	SGD 450	SGD 450

製造業の2024年以降のFWLレート

スキルレベル	Non-Traditional ※	マレーシア、北アジア
Higher Skilled (R1)	SGD 300	SGD 200
Basic Skilled (R2)	SGD 650	SGD 450

※注釈:

北アジア地域: 香港、マカオ、韓国、台湾

Non-Traditional とは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、フィリピン、スリランカ、タイを指す。

Dependency Ratio Ceiling (DRC: 外国人従業員受入割合)

2024年1月1日より、DRCは建設および製造業で削減されます。

セクター	現行	2024年1月1日以降
建設業	87.5%	83.3%
製造業	87.5%	83.3%

## 間接税

### GST 税率の増加

現在、GST の標準税率は 2007 年 7 月 1 日以降 7% に設定されています。

#### 予算案における提案

経常的な政府支出の増加に対応するため、GST 税率が 2 段階で引き上げられます。

- a. 2023 年 1 月 1 日より 7% から 8%
- b. 2024 年 1 月 1 日より 8% から 9%

### 旅行手配サービス業に係る GST の取扱い変更

現在、国内業者が提供する旅行手配サービスに係る GST の取扱いは、輸送が行われる場所及び宿泊施設の所在地に基づいて決定されます。

#### 予算案における提案

2023 年 1 月 1 日から旅行手配サービスに対する GST の取扱いは、契約当事者及び当該サービスによる直接的な受益者（直接の受益）の属性によって決定されることとなります。

取引	現行	予算案
国内顧客との契約	<u>標準税率</u> サービスが国内の旅客の輸送又は宿泊施設がシンガポール国内である場合 <u>ゼロレート</u> サービスが国際的な旅客の輸送又は宿泊施設がシンガポール国外にある場合	標準税率
海外顧客との契約	<u>ゼロレート</u> サービスが国際的な旅客の輸送又は宿泊施設がシンガポール国外にある場合	<u>ゼロレート</u> サービスの直接受益者が、海外の者で、「かつ」若しくは「または」シンガポールで GST 登録している者 <u>上記以外</u> 当該サービスには標準税率で課税

### 炭素税の増加に係る 2030 年に向けたロードマップ

現在、年間 25,000 トン以上の CO2 温室効果ガス（GHG）を排出する施設に課される炭素税は、2023 年までトン当たり 5 ドルに設定されています。

### 予算案における提案

今後 2023 年まで現在のトン当たり 5 ドルという税率に変更はありません。

しかしながら、今世紀半ばまでに実質ゼロエミッションという目標を達成するために、政府は 2024 年から 2030 年の間に 3 段階で炭素税を段階に引き上げるとしています。

表 1：炭素税率の推移

年	レート（トン当たり）
現在	S\$ 5
2024-2025	S\$ 25
2026-2027	S\$ 45
2030 年までに	S\$ 50 - 80

現在の炭素税の適用対象以外に、ガソリン、ディーゼル、圧縮天然ガスの使用については、すでに燃料消費量、炭素排出量を抑制するために物品税が課されているため、追加で炭素税が課されることはありません。

移行フレームワークの下、事業コストを軽減するため、効率性に係る基準と脱炭素化に係る目標に基づいてアローワンスが決定されます。ただし、これはまだ設計段階であり、2024 年にのみ適用される見込みです。

なお、影響を受ける事業者は、国際的なカーボンクレジットを使用して、2024 年以降の課税対象排出量の最大 5% を相殺することが認められます。また、これによって質の高いカーボンクレジットの国内需要を創出し、十分に機能し、規制された炭素市場の発展の触媒となることを見込まれています。

### Advanced Digital Solutions (ADS) に係る資金援助について、人工知能 (AI) およびクラウド技術を活用したソリューションへの適用対象拡大

2020 年のレジリエンス予算で導入されたデジタルソリューション (ADS) イニシアチブは、先進的な SMEs Go Digital プログラムの下、企業レベルで共通する課題に対処し、企業の回復力を高め、生産性を向上させる最先端のデジタルソリューションの導入を支援します。

### 予算案における提案

ADS の資金援助は 2022 年 4 月 1 日から拡大され、対象となるソリューションは AI とクラウド技術を活用したもので、これにより企業は事業の効率性と意思決定を改善できるようになります。企業はこのようなソリューションに対して最大 70% の資金援助を受けることができます。

## 自動車に係る Additional Registration Fee (ARF) の変更

シンガポールに輸入されるすべての自動車は、新車か中古車かを問わず、ARF、物品税、輸入 GST の対象となります。ARF は、シンガポール税関が決定する公開市場価格 (OMV) に基づいています。

現在の ARF レートは次のとおりです。

OMV	ARF Rate
First S\$20,000	100%
Next S\$30,000	140%
Above S\$50,000	180%

### 予算案における提案

自動車税制の累進性を高めるため、2022 年 2 月に実施された第二回 COE 入札以降で取得された、COE (Certificate of Entitlement) に登録された輸入中古車及び貨物・乗用車を含む全ての自動車に適用される ARF 階層が変更されます。

この ARF 階層は、\$80,000 を超える OMV に対してだけ適用されるもので、レートは 220% になり、これによって年間 5,000 万ドルの追加収入を生み出すことが期待されています。

タクシーやクラシックカーなど COE に入札する必要のない自動車は、2022 年 2 月 19 日から新レートが適用されます。

新しい ARF レートは次の通りです。

OMV	ARF Rate
First S\$20,000	100%
Next S\$30,000	140%
Next S\$30,000	180%
Above S\$80,000	220%

## その他

### 累進賃金補助金制度(PWCS)

累進賃金モデルは 2014 年に初めて導入されました。これは、スキルと生産性の向上を通じて、低賃金労働者の賃金を上げるのに役立ちます。現在、シンガポール市民と清掃、セキュリティ、景観分野の SPR (永住者) を対象としています。

今後 2 年間で、累進賃金モデルは小売、食品サービス、廃棄物管理セクター、全セクターの社内清掃員、セキュリティ・オフィサー、景観ワーカー、管理人、ドライバーに拡大されると発表されています。

#### 予算案における提案

PWCS は、累進賃金モデルの実施に向けた企業の移行支援を行うために、2022 年から 2026 年の間に適格な低賃金労働者の賃上げに共同資金を提供するために導入されました。雇用主は申請する必要はありません。IRAS は、賃金引上げた年の翌年の第 1 四半期までに、適格な賃上げを実施した雇用主の口座に自動的に支払処理を行います。

PWCS の特徴は次の通りです。

- 月額総賃金が 2,500 ドル以下の従業員の場合、最初の 2 年間で共同拠出は 50%、次の 2 年間で 30%、2026 年には 15%となります。
- 月額総賃金が 2,500 ドル超、3,000 ドル以下の従業員の場合、最初の 2 年間で共同資金は 30%、2024 年には 15%となります。
- PWCS の適用対象となるには、各適格年度の平均月額総賃金増加額が少なくとも 100 ドルである必要があります。各適用対象年度の適格な賃上げに対して、2 年間にわたって共同拠出されます。

表 1: 政府の共同拠出基準

Qualifying year	Payout period	First Tier	Second Tier
		Gross monthly wage ceiling ≤ \$2,500	Gross monthly wage ceiling > \$2,500 and ≤ \$3,000
2022	Q1 2023	50%	30%
2023	Q1 2024	50%	30%
2024	Q1 2025	30%	15%
2025	Q1 2026	30%	-
2026	Q1 2027	15%	-

### 居住用不動産の累進的な固定資産税率の引き上げ

現在、所有者占有および非所有者占有の居住用不動産に対する固定資産税は累進課税されています。

### 予算案における提案

所有者占有および非所有者占有の居住用不動産に対する固定資産税率が改定されます。この改定は2年以上の期間にわたり段階的に行われます。変更の概要は次の通りです。

表 1: 所有者占有居住用不動産の現行税率と提案税率の比較

#### 現行税率

Annual values	Property tax rate for owner-occupied residential properties
First \$8,000	0%
Next \$47,000	4%
Next \$15,000	6%
Next \$15,000	8%
Next \$15,000	10%
Next \$15,000	12%
Next \$15,000	14%
Above \$130,000	16%

#### 提案税率

Annual values	Property tax rate for owner-occupied residential properties	
	Effective from 1 Jan 2023	Effective from 1 Jan 2024
First \$8,000	0%	0%
Next \$22,000	4%	4%
Next \$10,000	5%	6%
Next \$15,000	7%	10%
Next \$15,000	10%	14%
Next \$15,000	14%	20%
Next \$15,000	18%	26%
Above \$100,000	23%	32%

表 2: 非所有者占有居住用不動産の現行税率と提案税率の比較

#### 現行税率

Annual values	Property tax rate for non-owner-occupied residential properties
First \$30,000	10%
Next \$15,000	12%
Next \$15,000	14%
Next \$15,000	16%
Next \$15,000	18%
Above \$90,000	20%

提案税率

Annual values		Property tax rate for non-owner-occupied residential properties	
		Effective from 1 Jan 2023	Effective from 1 Jan 2024
First	\$30,000	11%	12%
Next	\$15,000	16%	20%
Next	\$15,000	21%	28%
Above	\$60,000	27%	36%

居住用不動産に対する固定資産税率改定の影響は次の通りです。

表 3: 所有者占有居住への影響

Annual value	Example of Type of Property	Owner-occupied residential properties			
		Property tax payable under current rates (A)	Property tax payable under new rates		
			2023 (B)	2024 (c)	Final increase compared to current rates (C - A)
\$10,000	HDB flat	\$80	No change		
\$30,000	Suburban condominium; Landed property	\$880			
\$40,000	Condominium in central location; Landed property	\$1,280	\$1,380	\$1,480	\$200
\$70,000	Large landed property	\$2,780	\$3,930	\$5,080	\$2,300
\$150,000	Very large landed property	\$12,580	\$20,230	\$27,980	\$15,400

表 4: 非所有者占有居住用物件への影響

Annual value	Example of Type of Property	Non-owner-occupied residential properties			
		Property tax payable under current rates (A)	Property tax payable under new rates		
			2023 (B)	2024 (c)	Final increase compared to current rates (C - A)
\$10,000	HDB flat	\$1,000	\$1,100	\$1,200	\$200
\$30,000	Suburban condominium; Landed property	\$3,000	\$3,300	\$3,600	\$600
\$40,000	Condominium in central location; Landed property	\$4,200	\$4,900	\$5,600	\$1,400
\$70,000	Large landed property	\$8,500	\$11,550	\$14,400	\$5,900
\$150,000	Very large landed property	\$24,000	\$33,150	\$43,200	\$19,200

## ジョブ・グロス・インセンティブ(JGI)の拡大

JGI は、企業が雇用計画を加速しシンガポール市民や SPR（永住者）といった現地の労働力を成長させることが出来るように、給与支援を提供するために 2020 年 8 月に導入されました。JGI の下では、政府は次のように新規現地採用者の給与を共同で支払います。

新規現地採用者の年齢	フェーズ 1： 2020 年 9 月から 2021 年 2 月まで新規現地採用	フェーズ 2： 2021 年 3 月から 2021 年 9 月まで新規現地採用	フェーズ 3： 2021 年 10 月から 2022 年 3 月まで新規現地採用
39 歳以下	政府は 12 ヶ月間、総月給の最初の 5,000 ドルの最大 25%を共同で支払う	政府は 12 ヶ月間、総月給の最初の 5,000 ドルの最大 25%を共同で支払う	政府は 6 ヶ月間、総月給の最初の 5,000 ドルの最大 15%を共同で支払う
40 歳以上、障がい者、元犯罪者	政府は、2020 年 9 月から 2021 年 2 月にかけて、総月給の最初の 5,000 ドルの最大 50%、2021 年 3 月から合計 18 ヶ月間支払われた総月給の最初の 6,000 ドルの 50%を共同で支払う	政府は 18 ヶ月間、総月給の最初の 6,000 ドルの最大 50%を共同で支払う	政府は 12 ヶ月間、総月給の最初の 6,000 ドルの最大 50%を共同で支払う

JGI の認定を得るには、フェーズ 1 では 2020 年 8 月のローカル労働者、フェーズ 2 では 2021 年 2 月のローカル労働者、フェーズ 3 では 2021 年 9 月のローカル労働者と比較して、全体的なローカル労働者数が拡大すること、かつ、月額 S\$1,400 以上の給与収入のローカル労働者数が増加する必要があります。

### 予算案における提案

JGI は、共同支払い率は引き下がりますが 2022 年 9 月まで 6 ヶ月延長されます。この延長は、6 ヶ月以上雇用されていない 40 歳以上の労働者、障がい者、元犯罪者のみを対象としています。詳細は、予算委員会において MOM より提供される予定です。

## 公務目的の会社関連情報の開示促進

納税者に関する情報の機密性は、所得税法 (ITA) および GST 法第 6 条に規定されています。現在、IRAS は納税者の同意がある場合、法律または公的制度の運営における公務の遂行のために、ITA に基づいて収集された情報を公務員(または政府もしくは法定機関に従事する公的部門以外の権限を有する者)に開示することができます。納税者の同意がない場合、IRAS は特定の法的免除が提供されている公的機関(統計省など)にのみ納税者に関する情報を開示することができます。

### 予算案における提案

データ主導型のポリシー作成、運用、統合サービス提供を支援するため、ITA および GST 法に以下の変更を加え、IRAS による情報開示を促進します。

- a. 納税者が情報の共有に同意した場合、IRAS は公務の遂行のために、公務員(または政府もしくは法定機関に従事する公的部門以外の権限を有する者)にその情報を開示することができます。
- b. さらに、IRAS は、公務の遂行のために公的部門に企業の特定期間可能な情報の所定のリストを開示することができます。公的部門内での特定期間可能な企業関連情報の共有は、納税者の同意を必要とせずに行われます。IRAS は、納税者の機密性を保護するために、こうした情報を共有する場合には情報の粒度を下げて提供しますが、公的部門にとっては有用な情報となります。たとえば、所定のリストには、特定期間可能な会社が属する売上収益帯の情報が含まれますが、正確な値は含まれません。また、政府または法定機関によって従事している場合でも、公的部門以外の者にはそのような情報は開示されません。

以 上